

●法第37条第1号:公告前の建築等承認申請

(鴻巣市)

R4.4.1

- 1 公告前建築等承認申請書(市規則様式第11号)
- 2 委任状
- 3 位置図(都市計画図)
- 4 案内図
- 5 公図写し
- 6 開発許可に係る土地利用計画図
- 7 建築物または特定工作物の配置図
- 8 求積図
- 9 工程表
 - ・建築等工事の完了に先行して開発行為に関する工事が完了する計画であること
- 10 現況写真
 - ※写真は以下の点に留意して撮影して下さい。
 - ・工事の進捗状況及び公共施設の工事がほぼ完了していることが確認できること
 - ・境界杭が設置されていること(境界杭の写真)
 - ・開発行為の許可標識が設置されていること(許可標識の写真)
- 11 開発許可通知書写し
- 12 その他市長が必要と認める図書

審査基準

開発許可を受けた開発区域内の土地において、法第36条第3項に規定する工事完了の公告前に建築物の建築又は特定工作物の建設を支障ないと認めるのは、次の各号の全てに該当するときとする。

- 1 建築等しようとする建築物等は、当該開発許可に係る予定建築物等であること。
- 2 工事工程上、開発行為に関する工事の完了前に予定建築物等の建築等を行う必要があると認められること。
- 3 開発区域が現地において明確にされていること。
- 4 開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設の工事がほぼ完了していること。
- 5 建築等工事の完了に先行して開発行為に関する工事が完了する見込みであること。
- 6 造成の規模や地盤の性質に鑑み、開発行為と建築行為を同時に施工しても開発区域及びその周辺の安全性に支障をきたさないこと。